

名称、住所、役員の変更届出書作成要領

1. 手続根拠

貨物自動車運送事業法施行規則第 44 条 第 5 項、第 6 項、

2. 書類作成部数 3 部（正本 1 部、複本 2 部）

※ すべての書類の欄外に捨印をお願いします。

※ 貨物自動車運送事業のほか、貨物利用運送事業や倉庫業等の別事業を兼営されている場合においても同書類の提出において変更が可能です。

3. 書類の提出先

香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門

※香ト協に申請書類をお持ちいただくか、郵送いただければ代わって提出いたします。その際は、予め余裕を持って提出ください。

4. 必要書類

(1) 変更届出書（第 1 号様式）

※「事業の種類及び提出先」欄には、事業の種類ごとに提出先である四国には◎印、経由運輸局及び関係運輸局に○印を記入ください。

※変更事項は、①～⑤の該当する事項を○で囲んでください。

※根拠条項は、①～⑤の該当する条項を○で囲んでください。

※届出事由発生日は、変更登記された日付を記入ください。

(2) 新旧対照表（別紙）

変更される内容について、変更後（新）ならびに変更前（旧）を記載ください。

※役員変更の場合：新任、解任者だけでなく選任されている方全員を記入ください。

(3) 宣誓書（新たに役員に選任される場合）

※新たに選任された役員には「宣誓書」の提出が必要となります。

(4) その他（追加書類の提出について）

※会社名称変更等の届出については、これらに加え、「登記簿謄本」の提出が求められることがあります。